

平成28年度 低公害車助成額等一覧

I. 国の補助金を併用することを条件とするもの

◎天然ガス自動車(新車)			価格差 ^{注1} の1/6 (単位=円)		
最大積載量	価格差	国土交通省	全ト協	地ト協	計
2トンクラス	800,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	266,000	134,000	533,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	400,000		667,000
4トンクラス	3,000,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	1,000,000	500,000	2,000,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	1,500,000		2,500,000

※ 最大積載量5トンかつ車両総重量8トン以上の改造車両については、国の補助対象外

◎ハイブリッド自動車(新車)			価格差の1/8 (単位=円)		
最大積載量	価格差	国土交通省	全ト協	地ト協	計
2トンクラス	770,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	256,000	97,000	449,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	385,000		578,000
4トンクラス	2,680,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	893,000	335,000	1,563,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	1,340,000		2,010,000

※ 最大積載量2トンかつ車両総重量4トン以下の車両については、国の補助対象外

◎天然ガス自動車(使用過程車改造)			定額助成 (単位=円)		
最大積載量	改造費 ^{注2}	国土交通省	全ト協	地ト協	計
2トンクラス	800,000	改造費の1/3	266,000	100,000	466,000
4トンクラス	3,000,000	改造費の1/3	1,000,000		1,200,000

注1:国の定める「通常車両価格との差額」

注2:国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における、改造に要する経費」

※地方トラック協会の助成額は、全ト協に準じて行う場合の助成例とする。詳細は、地方トラック協会に確認。

※いずれも、リース・購入ともに対象とする。

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会または地方トラック協会と全日本トラック協会のそれぞれの助成額から減額することができる。

※バイフルーエル車の助成額は、定額50,000円とする。

II. 国の補助金を併用することを条件としないもの

◎天然ガス自動車(新車)		定額助成 (単位=円)
車両総重量	全ト協	
25トンクラス	1,000,000	

※リース・購入ともに対象とする。